

で、その構想等に議会も責任を担うものです。

【議員相互間の討議】

第13条 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けた自由な討議等を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

2 議員は、議員相互間の議論により、議員自らの積極的な政策提言及び条例案の提案に努めなければならない。

【解説】

これまで議員全員協議会や常任委員会では議員同士の議論が行われてきましたが、本会議や予算等審査特別委員会などの場では市長等への質問が中心で、議員同士の議論はされていませんでした。そこで、賛否が分かれそうな議案や課題のある議案等について議会としての合意に向けた議論をする場を設けるものです。

また、議員同士の議論の中から政策提言等にも努めるものです。

【委員会の活動】

第14条 委員会は、その専門性を生かし市政課題について継続的に調査を行い、積極的な政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、付託事件の審査及び調査を行うに当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

【解説】

常任委員会や特別委員会、その担当する市政課題について、市民に情報公開しながら調査し、政策提言などを行うよう努めるものです。

【議員研修の充実強化】

第15条 議員は、自らの政策形成能力及び立案能力の向上のため、積極的な

議員研修の充実強化及び調査研究に努めなければならない。

【解説】

第4条(議員の活動原則)第2号を受けて、自己の能力を高めるために議員研修等を充実させるものです。

第16条 議員は、遠野市議会政務調査費の交付に関する条例(平成17年遠野市条例第165号)に基づき交付された政務調査費について、調査研究のため適切に執行するとともに透明性を確保しなければならない。

【政務調査費】

第17条 議員は、自らの視点から、多様な広報手段

【解説】

政務調査費は、議員が調査研究するための経費として支給されていますが、適切な執行とその内容を公開することを規定するものです。

【議会広報の充実】

第18条 議員は、市民の代

を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に関する情報の広報に努めるものとする。

【解説】

市民の皆さんに市政に関する情報をより理解していただくため、議会だよりのほか、ホームページや遠野テレビなどで情報を発信していくことを規定するものです。



遠野南部ばやし(遠野遺産第25号)

第6章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬

【議員の政治倫理】

第18条 議員は、市民の代

表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めなければならない。

【解説】

議員には、市民の皆さんから選挙で選ばれた市民の代表者として高い倫理義務が課せられており、それを常に自覚して行動することを規定するものです。

【議員定数及び議員報酬】

第19条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2 議会は、議員定数又は議員報酬を改正する際は、市政の現状及び課題、他市等の状況並びに議会が果たすべき役割を考慮しなければならない。

3 議員定数又は議員報酬の条例改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付し